

指定管理者制度の概要

1 「公の施設の管理」に関する制度の改正

「指定管理者制度」は、公の施設の管理に民間の活力を活用し、住民サービスの向上や管理運営の効率化を図ることを狙いとしています。

平成 15 年 9 月 2 日に地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」に代わって新たに創設された制度です。これまでの管理委託制度との主な改正点は下記のようになっています。

	管理委託制度	指定管理者制度
制度の概要	「委託」・「受託」という法律、条例に根拠を持つ、公法上の契約関係。	最終的な管理権限を県に残したまま、指定管理者に「管理の代行」を行わせるもの。
受託者・指定管理者となる対象範囲	・地方公共団体の出資法人のうち一定の要件を満たすもの（1/2 以上出資等） ・公共団体（土地改良区等） ・公共的団体（農協、生協、自治会等）	法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではない）。個人は除く。
管理業務の範囲	行政処分に当たる使用許可については委託できない。	使用許可も管理権限の一環として指定管理者が行うことができる
県の立場	施設の管理権限及び責任を有する。（受託者は、契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行うのみ。）	管理権限自体の行使は行わず、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす観点から、必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合は、指定の取消等を行う。

※ 指定管理者制度の下では、行政財産の目的外使用許可、使用料の強制徴収や不服申し立てに対する決定など、法令上、地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分は行えません。

2 指定にあたっての議会の議決

指定管理者となるためには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決が必要になります。

（議決事項：指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体名称、指定の期間等）

3 指定管理者による管理開始までの流れ（公募の場合）

指定管理者を選定するには、概ね次のような手続きを経ることになります。

	手続きの流れ	内容
1	指定管理者選定の方針決定	施設毎に施設の性格、機能、設置目的などを考慮し、施設のあり方を検討した上で、管理の基準、業務の範囲、指定期間、募集・選定方法、スケジュールなどについて基本方針を決定します。
2	指定管理者の募集	指定管理者の募集は、1～2か月程度の募集期間を設定し、県の広報やHP等幅広い広報媒体によりお知らせします。
3	申請の受付	指定管理者の指定を受けようとする場合は、募集要項に定める申請書及び関係書類を県に提出します。
4	指定管理者の選定	指定管理者の選定にあたっては、必要に応じて外部有識者を含めた選定委員会を設置し、施設管理の公平性、効果性及び効率性、安定性について総合的に審査し、もっとも適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。
5	指定の議決	指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要になります。（議決事項：施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間など）
6	協定締結	県と指定管理者と協議のうえ、施設の管理に関する協定を締結します。（管理に係る業務内容に関する事項、県が支払う管理費用に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項など）
7	指定管理者による管理開始	県と指定管理者と協議のうえ、施設の管理に関する協定を締結します。（管理に係る業務内容に関する事項、県が支払う管理費用に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項など）

岩手県営スポーツ施設指定管理者選定に係る基本方針（案）

令和 7 年 7 月 スポーツ振興課

1 趣旨

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課が所管する岩手県営スポーツ施設（以下、「県営スポーツ施設」という。）は、スポーツの普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与すること等を目的として設置しており、指定管理者制度を導入し、管理運営を行うことにより、

- (1) 県営スポーツ施設の利用の向上が図られること
 - (2) 利用者のニーズに対応したサービスの向上が図られること
 - (3) 経費の節減等を図ること
- を目指しています。

2 今回指定管理者選定を行う施設（所在地）

岩手県勤労身体障がい者体育館（盛岡市）

3 指定の時期及び指定の期間

令和 8 年 4 月から 5 年間（令和 13 年 3 月まで）

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、この期間内であっても、指定を取り消し、又は業務の停止を命じることがあります。

4 指定管理者が行う管理の基準

次のとおりとし、詳細については、募集要項で定めることとします。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (4) 管理計画書、収支計画書に基づき適正かつ効率的運営を行うこと。
- (5) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (7) ごみの削減、省エネルギー、CO2 削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- (8) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (9) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- (10) 地域経済・地域雇用・地域振興に配慮すること。

5 指定管理者が行う業務の範囲

次のとおりとし、詳細については、募集要項で定めることとします。

- (1) 施設等の運営に関する業務
 - ア 施設及び設備の使用許可等に関する業務
 - イ 利用料金の設定及び収納に関する業務
 - ウ 施設の利用に係る相談等に関する業務
 - エ 防災・事件・事故に関する業務
 - オ 施設の利用促進に関する業務
 - カ 利用者への体育指導に関する業務
- (2) 施設等の管理に関する業務
 - ア 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
 - イ 施設等の警備及び清掃並びに植木等の管理に関する業務

- ウ 施設予約システム保守業務
- (3) その他の業務
 - ア 利用促進のための広報業務
 - イ 施設等の利用促進のための調査、研究及び資料の収集に関する業務
 - ウ 管理計画書、事業報告書の作成業務
 - エ 岩手県等関係機関との連絡調整業務
 - オ 指定管理期間前及び指定管理終了に当たっての引継ぎ業務
 - カ 緊急時対策、防犯・防災マニュアルの作成及び職員指導業務
 - キ 施設の管理運営全般のマニュアル作成業務
 - ク 職員に対しての運営管理に必要な研修業務
 - ケ 個人情報保護等の情報管理に係る業務
 - コ その他の運営管理に必要な業務

6 応募資格

指定管理者として申請できる団体は、次のとおりとします。

- (1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問いません。）
 - ア 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも申請できます。
 - イ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - ウ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。
 - エ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則認めません。
- (2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更正又は再生手続きをしている団体
 - ウ 岩手県から指名停止措置を受けている団体
 - エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

7 利用料金

- (1) 利用料金制
施設等の使用料については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制」を採用しますので、指定管理者の収入として収受できます。
- (2) 利用料金の設定
利用料金については、勤労身体障がい者体育館条例に定める利用料金の金額の範囲内で、指定管理者が定めることとされております。指定管理者は利用料金の設定に当たっては、利用率の向上、サービスの向上に配慮してください。
ただし、実際の利用料金については、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるこ

とになります。

(3) 利用料金の減免

利用料金については、一定の基準で減免をしているものがあります。これまで利用料金を減免していた基準は、指定管理者においても同様の取り扱いをしていただきます。

8 指定管理料

管理運営に関する経費は、県からの指定管理料と施設の利用料金収入とで賄うこととなります。

県民へ提供するサービスの質が低下することがないように、指定管理者に対して一定の指定管理料を支払うこととします。

なお、指定管理料は、指定管理者の収支計画に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとし、指定管理者の経営努力が収益に反映されるよう、経費の節減（利用者へのサービス低下につながらないように留意すること。）や利用率の向上などにより収支計画を上回る収支差額が生じた場合でも、利用料金の減免分、修繕費など精算を行うものを除き指定管理料の額を減額しないものとします。

9 募集方法

公募により行うこととし、公募に係る選定基準、審査内容、委託条件等を情報公開したうえで行います。

周知方法については、県ホームページ等により広く周知を図ります。また、申請予定者に対し、現地説明会を開催します。

10 選定基準

「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条に規定されている選定基準に基づき、岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会において策定するものとします。

11 選定方法

岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会において書類審査及び面接審査を行い、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

12 その他

施設の管理に係る業務の細部に関する事項については、指定管理者候補者と県とで仮協定書を締結し、議会の議決後、指定管理者と県とで協定書を締結し定めます。

公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン

平成 16 年 7 月 23 日策定
平成 17 年 3 月 17 日一部改正
平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 11 月 4 日一部改正
平成 24 年 9 月 27 日一部改正
令和 4 年 3 月 30 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正
岩手県総務部管財課

この「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン」は、平成 15 年 9 月 2 日に地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されることとなったことから、その効果的な運用に向けて、基本的な考え方を定めるものである。

1 指定管理者制度の概要**(1) 指定管理者制度とは**

- これまでの管理委託制度のもとでは、公の施設の管理は、普通地方公共団体が出資している法人で政令において定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体にしか委託できなかったが、法改正により規制が緩和され、民間事業者等幅広い団体が、議会の議決を経て指定管理者として指定されれば、施設の管理を行うことが可能となったものである。
- 指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」である。
- 指定管理者となれるものは、法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ない）であり、個人は除かれる。

(2) 指定管理者制度の仕組み**■ 平等利用の確保（法第 244 条関係）**

施設の管理にあたっては、住民の平等利用の確保、差別的取扱いの禁止が義務付けられている。

■ 条例の制定（法第 244 条の 2④）

指定の手続き、指定管理者に行わせる管理の基準、業務の範囲はあらかじめ条例で定めるところとされている。

■ 指定の議決（法第 244 条の 2⑤、⑥）

指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

■ 事業報告（法第 244 条の 2⑦）

指定管理者は、毎年度終了後、知事に業務報告書を提出しなければならない。

■ 利用料金制（法第 244 条の 2⑧、⑨）

県は利用料金を、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより指定管

理者が定めるが、その場合、指定管理者はあらかじめ利用料金について県の承認を受けなければならない。

■ **指定の取消し等（法第 244 条の 2⑩、⑪）**

県が公の施設の管理の業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をした場合に、これらの指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、公の施設の適正な管理に著しい支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消すことができる。

■ **権限の範囲**

指定管理者は、条例の定めにより施設の使用許可を行うことが可能であるが、使用料の強制徴収（法第 231 条の 3）や不服申立てに対する決定（法第 244 条の 4）、行政財産の目的外使用許可（法第 238 条の 4 第 7 項）等、行政処分権限を代行することはできない。

(3) 制度導入の対象施設

- 従来の管理委託制度は指定管理者制度に一本化されるため、公の施設の管理は、指定管理者制度を導入せず県が直接管理する方法又は指定管理者制度を導入する方法のみが可能となる。
- 公の施設のうち改正前の地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理委託している施設については、改正法施行（平成 15 年 9 月 2 日）後、3 年以内に、個別の条例を改正し、県が直接管理する場合を除き、指定管理者を指定しなければならない。なお、個別の法律で、施設の管理主体が限定されている場合は、指定管理者制度を採れないものであること。

(4) 制度導入に係る条例整備

本県における条例の整備方法としては、指定管理者の指定の手續及び指定管理者に共通な一般的事項については通則条例で定め、それ以外の項目については、個別の設置条例を改正する方法で整備するものである。

条例で定める事項	内 容	整備方法
■ 指定の手續き	申請、選定、指定管理者に共通する一般的事項	「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「指定手續等条例」という。）の制定（平成 16 年 7 月 12 日施行）
■ 管理の基準	休館日、開館時間、使用制限の要件、管理を通じて取得した個人情報等の取扱い等	} 個別の公の施設の設置条例を順次改正
■ 業務の範囲	施設・設備の維持管理の範囲、個別の使用許可など指定管理者が行う業務の具体的範囲	

2 制度導入に係る基本的考え方

(1) 対象となる施設のあり方検討と制度導入の考え方

- 岩手県集中改革プログラム（平成 20 年 1 月策定）の「改革 2 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり」に基づき、質の高いサービス提供や、効果的・効率的な施設

の運営を推進するため、指定管理者導入施設のモニタリングによる効果検証や、指定管理者制度の導入や更新にあたって、環境の変化等を踏まえた公の施設のあり方の検討を行う。

- 施設毎に指定管理者に行わせる管理の基準、業務の範囲、指定の期間の他、募集方法、選定方法などについて検討し、基本方針を定める。

3 指定の手続き

(1) 指定管理者の候補者の募集

ア 募集方法

指定管理者制度の趣旨に基づき、民間法人等の幅広い参入の機会を確保し、競争原理を働かせるために、指定管理者の募集は原則、公募とする。

ただし、施設の性格、規模、機能、設置経緯等を考慮し、適当と判断される理由があるときは、公募によらず特定の団体を指定管理者の候補者として選定することも可能であること。

なお、非公募の場合であっても、候補者の適格性について公募に準じて審査する必要があること。

【公募によらず指定管理者の候補者を選定できる場合の例】

- ・ 公募を行った結果、申請がなかったとき又は審査の結果、候補者として適当なものがなかったとき。
- ・ 地元自治体の要望や施設の設置目的を考慮し、当該自治体に管理を行わせることが適当であると判断されるとき。
- ・ 公の施設の設置目的及び業務の性質等から、特定の団体に管理を行わせることが適当であると判断されるとき。
- ・ P F I 法等の公民連携手法により施設整備及び管理運営が一体的に行われるとき。
- ・ 指定管理者の取消し等により、次の指定管理者を選定するに当たり公募するいとまがないとき。
- ・ その他公募を行わないことに合理的な理由があるとき。

イ 募集期間及び周知方法

- 募集期間は、1ヶ月以上とし、応募を希望する団体が十分に検討できる周知期間を設ける。
- 周知方法は、県の広報、ホームページ、掲示板、新聞、広報紙、通知などにより広く周知を行う。
- 現地説明会の開催や、質問の受付を相応な期間行うなど、応募者からのより良い企画提案が得られるよう配慮する。

ウ 募集要項の記載内容

募集要項には、施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、申請方法、選定基準・選定方法、現在の委託条件、委託額、利用実績など広く情報提供を行う。

(2) 指定管理者の候補者の選定

選定の透明性、公平性を確保するために、下記の事項に留意する。

- 最適な候補者を選定するため、選定にあたっては必要に応じて外部の意見を反映させること。
- 外部意見の反映については、必要に応じて専門的な知識を有する有識者などを交えた選定

委員会などを設置する。

- 選定委員会は、指定管理者の選定審査の段階での客観性、公平性を確保するため、審査基準等の策定や募集要項の策定の段階から関わっていくことも考えられる。
- 選定にあたっては、指定手続等条例第 3 条に示している、公平性、効率性及び効果性、安定性について、それぞれの施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査する。
- 選定委員会による選定過程の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成 11 年 3 月 31 日制定）に従って適正に行う。
- 選定結果については、情報公開条例（平成 11 年条例第 61 号）第 7 条第 1 項各号に該当するものを除き公表するよう努める。

(3) 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定期間は、指定管理者制度の趣旨を十分に生かせるよう、競争性を確保しつつ、各施設の設置目的、利用者の状況、サービスの継続性や安定性を踏まえ、概ね 3 年～5 年程度とする。

(4) 指定管理者の指定議決

指定管理者の指定にあたっては、次の事項について議決を得る。

【議決事項】

- ・ 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
(類似の施設名称との混乱を避ける必要がある場合は所在地も)
- ・ 指定管理者となる団体の名称と住所
- ・ 指定期間

(5) 指定等の告示

指定管理者を指定したとき、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

4 協定の締結

指定管理者と県で協議のうえ、必要に応じて公の施設の管理に関する協定を締結する。

協定書には、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、管理に係る業務の内容に関する事項（指定期間、事業計画、利用料金、業務報告・事業報告、指定の取消し・業務停止、リスク分担、業務の再委託に関すること、関係法令の遵守など）、県が支払う管理費用に関する事項、指定管理者が管理を通じて取得した個人情報の取扱いに関する事項（必記事項）、危機管理に関する事項、その他管理業務の実施にあたっての必要事項について記載する。

5 施設設置者としての県の対応

(1) 実地調査、指示

- 県は、指定管理者が管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、

当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

【調査や指示が必要な場合の例】

- ・ 利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒んだり、不当な差別的な取扱いをするようなとき
 - ・ 施設の形質を許可なく変更するようなとき。
 - ・ 経営効率を重視するなどの理由により、要員の配置や施設の管理が当該公の施設の設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていないとき。
 - ・ 承認料金制をとる場合、明らかに値下げを申請すべきにも関わらず、これをしないとき。
 - ・ 災害等の緊急時において、施設を利用しようとするとき。
- 施設の設置者としての責任を果たすため、利用者の満足度や苦情などをモニタリングする仕組みを整え、必要に応じて立入り調査を行い、改善勧告など行う。

(2) 履行確認と評価

県は、施設の設置者として、公の施設の適正かつ確実な管理運営体制を確保し、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上に資するため、随時、指定管理業務の履行確認を行うとともに、原則として毎年度終了後、管理運営状況の評価を行い、評価結果の公表を行う。

(3) 指定の取消し等

県が公の施設の管理の業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をした場合に、これらの指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合等、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 その他

(1) 暴力団員等の排除の措置

ア 公の施設の管理運営からの排除

- 団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等という。」）であるときは、当該団体を指定管理者に指定しない。
- 県は、指定管理者に応募する団体又は指定管理者の指定を受けた団体の役員等が暴力団員等であるかどうかについて、公の施設の管理運営からの暴力団排除に関する合意書（平成18年1月16日締結）に基づき、必要に応じて警察本部に照会する。
- 指定管理者は、警備、清掃等の個々具体的な業務を第三者に委託するときは、役員等が暴力団員等である者を相手方として契約を行ってはならない。
- 指定管理者の指定を受けた団体の役員等が暴力団員等であることが判明したとき、又

は指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合に、契約の相手方の役員等が暴力団員等であることを知ったにも関わらず指定管理者が当該契約を解除しなかったときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

イ 暴力団等の利益となる施設の利用の排除

- 公の施設の利用が暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の活動を助長し、又は暴力団等の運営に資するなど、暴力団等の利益となる利用と認められるときは、施設の利用を許可しない。ただし、暴力団員等であっても、暴力団等の利益とならない個人的又は家族による利用については排除の対象としない。

(2) その他留意事項

- 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないが、警備、清掃などの個々具体的な業務を指定管理者から第三者へ委託することは可能である。
- 指定管理者が行う処分については、「行政手続条例」（平成 12 年条例第 6 号）第 5 条～29 条及び 35 条が適用される。（聴聞手続きについては、聴聞規則を準用。）

7 関係法令等

- 地方自治法第 244 条関係(昭和 22 年法律第 67 号)
- 総務省自治行政局長通知（平成 15 年 7 月 17 日総行行第 87 号）他
- 公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年条例第 36 号）
- 個人情報保護に関する法律第 66 条（平成 15 年法律第 57 号）
- 個人情報保護等に関する条例第 8 条（令和 4 年条例第 49 号）
- 外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 5 号（平成 11 年条例第 4 号）
- 情報公開条例第 27 条（平成 10 年条例第 49 号）
- 各施設の設置管理条例及び施行規則
- 県が締結する契約に関する条例(平成 27 年条例第 35 号)
- 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画（令和 3 年 3 月策定）